

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置
2	要望の内容	<p>【国税】</p> <p>(1) 認定特定非営利活動法人に対する寄附者に関して、その所得税に税額控除方式(控除率: 国税 40%, 地方税 10%, 控除限度額: 25%)を導入し、現行の所得控除との選択制とする(新設)。</p> <p>(2) 認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、認定の要件の一つであるパブリック・サポート・テスト(PST)に「3,000円以上の寄附者が100名以上」という基準を導入する(新設)。</p> <p>(3) 地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人に関して、PST要件等を求めないこととする((7)関連)(新設)。</p> <p>(4) 認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する(新設)。</p> <p>(5) 認定特定非営利活動法人に関して、みなし寄附金の控除限度額を所得金額の50%(または200万円)へ引き上げる(現行20%)(拡充)。</p> <p>(6) 認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、PSTの基準値を1/5とする特例を恒久化する(本則1/3)(延長)。</p> <p>【地方税】</p> <p>(7) 特定非営利活動法人に対する寄附者に関し、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を、地方団体が条例に基づき独自に指定できる仕組みを導入する((3)関連)(新設)。</p> <p>(8) 認定特定非営利活動法人及び上記条例指定された特定非営利活動法人に対する寄附者に関して、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げる(新設)。</p>
3	担当部局	部局(課)名: 国際協力局民間援助連携室
	評価実施時期	平成22年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度の認定特定非営利活動法人制度創設以降、平成13・14・15・17・18・20・22年度と要望を提出し、累次の改正が行われてきた。
6	適用又は延長期間	恒久化(制度化)を要望。
7	必要性等	政策目的及びその根拠
		<p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>「新しい公共」の担い手である国際協力NPOの財政基盤強化のための環境整備</p> <p>(特定非営利活動法人は現在全国で約4万法人を数えるが、財政基盤に不安を抱えているところも多く、活動の継続性を確保するためには、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要であるとの状況を踏まえて、税制調査会の下に「市民公益税制PT」が設置され、寄附優遇税制の拡充や</p>

			<p>認定NPO法人の認定基準の見直し等について集中的な議論が行われ、その成果が今回「中間報告書」という形でまとめられた。今回は、上記の問題意識の下、それに対応する施策をとりまとめた「中間報告書」の主な施策について、改めて税制改正要望するもの。）</p> <p>（政策目的の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日 閣議決定） 第 3 章(6)雇用・人材戦略(国民参加と「新しい公共」の支援) P33「...また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」</li> <li>・「新しい公共」宣言（「新しい公共」円卓会議 平成 22 年 6 月 4 日） P5「...「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。...」</li> <li>・「市民公益税制 PT 中間報告書」（税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム平成 22 年 4 月 8 日） P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し、3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）...以上の諸施策については、23 年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。...」</li> </ul>
		政策体系における政策目的の位置付け	<p>施策 - 1 経済協力： 二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること</p>
		達成目標及び測定指標	<p>（租税特別措置等により達成しようとする目標） 「新しい公共」の担い手である国際協力NPOの財政基盤を強化する環境を整備すること</p> <p>（租税特別措置等による達成目標に係る測定指標） （特定非営利活動法人を含む）NPO等に対する国民の自発的な寄附の流れを 2020 年までに GDP 比 5～10 倍増（個人寄附：09 年約 1,000 億円（GDP 比 0.02%） 6.5 千億円～1 兆 3 千億円（GDP 比 0.1～0.2%））とする（「新成長戦略」（別表）「成長戦略実行計画」（工程表）p82）。</p> <p>（政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与） 「新しい公共」の担い手である国際協力NPOの財政基盤を強化する環境を整備し、NPOが活動のための十分な自己資金を確保して、より充実した活動を展開することを通じて、我が国の国際協力に寄与すること。 国民一人一人の寄附を通じて法人の活動を支えることで、「新しい公共」への参加が実現する。</p>
8	有効性等	適用数等	<p>認定特定非営利活動法人数（平成 20、21 年度末は実績。平成 22、23 年度末は推計。平成 23 年度末には仮認定法人数を含む。）...2(1)、(2)、(6)、(8) 関連 （平成 20 年度末）93 法人 （平成 21 年度末）127 法人 （平成 22 年度末）約 260 法人 （平成 23 年度末）約 1,100 法人（うち仮認定法人約 700 法人） 条例指定を受ける特定非営利活動法人数（推計）...2(3)、(7)関連 （平成 23 年度末）約 700 法人 仮認定法人数（推計）...2.(4)関連 （平成 23 年度末）約 700 法人 みなし寄附金制度を利用する法人数（すべて推計）...2(5)関連 （平成 20 年度末）8 法人 （平成 21 年度末）10 法人</p>

		<p>(平成 22 年度末)約 20 法人 (平成 23 年度末)約 30 法人</p> <p style="text-align: right;">以上についての算定根拠は(別添 1)参照。</p> <p>拡充・延長の要望について想定より僅少でないか、偏っていないか</p> <p>・認定法人数の推移 PST 基準の引き下げの効果, 及び個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人数は, すなわち認定特定非営利活動法人数の推移で見ることとなる。認定法人数の推移については, 特に事前に想定した数値目標は立てていないが, 制度創設以来, 増加してきている(13 年度末 3 法人, 14 年度末 12 法人, 15 年度末 22 法人, 16 年度末 30 法人, 17 年度末 40 法人, 18 年度末 58 法人, 19 年度末 80 法人, 20 年度末 93 法人, 21 年度末 127 法人。いずれも実績)。</p> <p>・みなし寄附金制度の利用法人数 みなし寄附金制度の利用状況については, 認定法人にアンケート調査を実施しているところ。認定法人数が年々増える中で, 回答があった法人のうち, 利用している法人の比率は過去毎年 8% 前後と安定しており, 同制度の利用者が特定の法人に偏っていることはないと考えられる。</p>
	減収額	<p>寄附金の税額控除に伴う減収見込み(23 年度推計)...2.(1)関連 ・国税約 1.2 億円, 地方税約 0.6 億円</p> <p>みなし寄附金の控除限度額の引上げに伴う減収見込み(23 年度推計)...2.(5)関連 ・国税約 700 万円, 地方税約 230 万円</p> <p>個人住民税の寄附金税額控除に係る対象法人の拡大に伴う減収見込み(23 年度推計)...2.(7), (8)関連 ・国税約 3,500 万円, 地方税約 900 万円</p> <p>なお, 2.(2), (3), (4), (6)の影響は, それぞれの減収見込み額に含まれている。つまり, それぞれは認定基準に係るものであり, 結果として認定法人数の変化として表れる。そして, 上記それぞれの減収見込み額は認定法人数の変化を踏まえたものである。</p> <p style="text-align: right;">以上についての算定根拠は(別添 2)参照。</p>
	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>・租税特別措置に関する要望内容(2.)は大きく分けて, ア)法人への寄附を促すもの(2.(1)(8)), イ)一定の活動を行っている, もしくは行う意欲がある法人であるにもかかわらず, 今までは PST 基準を満たすこと等が出来ずに認定が得られていない法人について認定もしくは認定に準ずる措置を与えるもの(2.(2)(3)(4)(6)(7), ウ)寄附以外に事業もそれなりに行っている法人への措置(2.(5))となる。</p> <p>特定非営利活動法人には財政基盤が脆弱で, その活動の継続性に支障をきたしているところも多い。このような状況において, 一般的に寄附を促す環境が整備される(上記ア)上に, 認定を得る(上記イ)ことで個人等からの寄附の税制上の優遇措置が付与されれば, 法人にとっての財政上の問題が緩和され, その活動が促進されることになる。加えて, 認定を取得することで, 「みなし寄附金制度」の活用により課税所得を減らすことができる(上記ウ)ため, さらに法人の財政にとってプラスとなる。</p> <p>具体的には, 23 年度末には認定法人・仮認定法人の数が約 1,100 法人となると試算されるほか, これとは別に条例指定により本認定並の扱いとなる法人が約 700 法人になると試算される(21 年度末認定法人数の実績は 127 法人)。これら法人への寄附が増加すること, 及びこれら法人の活動が活発になることが, すなわち, 「新しい公共」実現への一つの道筋となる。</p>

			<p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況)(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>「測定指標」は、2020 年(平成 32 年)に特定非営利活動法人を含む NPO 等に対する個人の寄附額を 09 年(平成 21 年)と比べて GDP 比 5～10 倍増とすることを旨とするものであり、特定非営利活動法人への個人寄附に限定した目標ではない。しかし、認定法人数の推移に着目すれば、21 年度末の認定法人数の実績 127 法人に対して、上記租税特別措置等(2.)によって、23 年度末には認定法人・仮認定法人数が約 1,100 法人、条例指定による法人が約 700 法人になると試算され、この法人数の増加に相当する寄附総額の増加が見込まれる。</p> <p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響)(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>認定法人数で比べてみると、仮認定制度がない現状のままでは 23 年度末は約 400 法人と試算される。一方、租税特別措置等(2.)の新設により達成されると見込まれる法人数(23 年度末、認定法人・仮認定法人 約 1,100 法人、条例指定法人 約 700 法人)の 1/4 にとどまる。</p> <p>(税収減を是認するような効果の有無)(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>平成 16 年度、特定非営利活動法人(約 2.1 万法人)が生み出した付加価値は約 1,000 億円といわれる(内閣府非営利サテライト勘定報告書)。1 法人当たりの付加価値は約 480 万円となる。</p> <p>一方、認定法人数は租税特別措置等の新設等により、措置等がない場合に比べて 23 年度末には約 1,400 法人増えると試算される(上記 参照)。また、認定法人の社員数(中央値)は一般法人の約 3.7 倍であり(内閣府アンケート調査)、付加価値もそれに比例するとすれば、認定法人 1 法人当たりの付加価値は約 1,800 万円となる。</p> <p>これより、認定法人が約 1,400 法人増加することによる 23 年度の付加価値の増加額は、約 1,400 法人×(約 1,800 万円 - 約 480 万円) = 約 185 億円となり、減収見込み額の総額約 23 億円よりも大きいと見込まれる。</p> <p>以上より、税収減を是認するに足る効果があると認められる。</p>
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国際協力 NPO を含む特定非営利活動法人等が担い手となる「新しい公共」を実現するには、社会のあり方が大きく変革することが求められ、特定の補助金制度の創設や特定の規制の見直しでは不可能である。とりわけ、特定非営利活動法人においては、国民の自発的な寄附等を通じた活動への支援が不可欠である。このため、今回、2. に掲げた租税特別措置等をとることが必要であり、適切である。「新しい公共」宣言においても、思い切った制度改革や運用方法の見直しの必要性がうたわれているところ(「新しい公共」宣言 要点)。</p>
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>特定非営利活動法人を含む国際協力 NGO の活動環境整備支援事業を行っているが、寄附を促す環境整備支援は含まれていない。</p>
		地方公共団体が協力する相当性	<p>・今回、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を地方団体が条例に基づき独自に指定できる仕組みの導入を要望する(2.(7))。これは、そもそも特定非営利活動法人は地域において様々な活動を行っており、その法人格の付与は各都道府県等が行う仕組みであることなどから、法人の存在が身近であるとされる地方団体がそれぞれ独自に指定することが望ましいためである。これにより、地方それぞれの実情に応じた、法人活動の展開が可能になる。</p>
10	有識者の見解		<p>・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成 22 年 6 月 4 日) P5「...「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定 NPO の「仮認定」と PST 基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。...」</p> <p>・「市民公益税制 PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム平成 22 年 4 月 8 日)</p>

	<p>P10「1 所得税の税額控除の導入, 2 認定NPO法人の認定基準(PST等)の見直し, 3 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税)...以上の諸施策については, 23年度税制改正における実現に向けて, 具体的な制度設計等を進める。…」</p>
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>_____</p>

## (別添1)

### 「8 有効性 適用数等」の算定根拠

#### 1. 22年度末、23年度末の認定特定非営利活動法人数

(22年度末の認定法人数)

127 法人(21年度末の法人数) + 約 130 法人(22年度中に増える見込みの法人数) = 約 260 法人  
(159 法人(22年7月1日の法人数) - 127(21年度末の法人数)) × 4 = 約 130 法人

...22年度以降の年当たりの増加法人数とみなす

(23年度末の認定法人数)

約 400 法人(本認定法人数) + 約 700 法人(仮認定法人数) = 約 1,100 法人

・本認定法人数

127 法人(21年度末の法人数) + 約 130 法人(22年度中に増える見込みの法人数)  
+ 約 130 法人(23年度中に増える見込みの法人数) = 約 400 法人

23年度には、本認定においては制度的に PST の絶対値基準(要望ベースでは3,000円以上の寄附者が100名以上)が導入され、現行の PST 基準との選択制になる。その分の影響については、23年度は導入初年度であり、ほとんどが仮認定法人になると想定して考えない。

・仮認定法人数

ここでは、仮認定制度は現行の認定基準から PST 基準を除いたものと仮定。しかし、それではどれだけの法人が認定を取得するかについては皆目見当がつかないので、ここでは、本認定基準の一つである絶対値基準(要望ベース、3,000円以上の寄附者が100名以上)を満たす程度の法人が仮認定法人になりうると仮定する。

内閣府が法人に対して行った調査の個表(非公表)からは、3,000円以上の寄附金は全寄附の約70%を占める一方、100名以上の寄附者を集める法人は全体の約4%となる。そこで、両方を満たす法人は全法人の(約70% × 約4%)約3%と考える。

23年度末の特定非営利活動法人数は、21年度末が約4万法人で、最近は年約3,000法人ずつ増加しているので約4.6万法人(=約4万法人 + 3,000法人 × 2年)になるとすると、23年度末に仮認定法人になりうる法人数は、約4.6万法人 × 約3% = 約1,400法人となる。

この約1,400法人すべてが仮認定法人になるのではなく、一部は地方が独自に条例指定して本認定法人並みに扱われると考える。どれだけが条例指定されるかも分からないので、ここでは、仮に半分が条例指定の法人、半分が仮認定法人になるとする。したがって、ここでは、仮認定法人数は約700法人(条例指定法人約700法人)とする。

#### 2. 条例指定を受ける特定非営利活動法人数

(23年度末の法人数)上記の考え方により、約700法人。

#### 3. 仮認定法人数

(23年度末の法人数)上記の考え方により、約700法人。

#### 4. みなし寄附金制度を活用する法人数

過去の年度も含めて、どれだけの数の認定法人がみなし寄附金制度を活用しているのかの正確なデータはない。そこで、過去に認定法人に対して内閣府が行ったアンケート調査結果(非公表)を踏まえ、全数を推計した。同調査によれば、回答のあった認定法人のうち、毎年約8%前後の法人がみなし寄附金制度を活用している結果となった。

したがって、

(20 年度末)93 法人(認定法人数 実績) × 約 8% = 8 法人

(21 年度末)127 法人(同上) × 約 8% = 10 法人

(22 年度末)約 260 法人(認定法人数推計。上記1. 参照) × 8% = 約 20 法人

(23 年度末)約 400 法人(同上) × 8% = 約 30 法人

## (別添2)

「8 有効性 減収額」の算定根拠

### 1. 寄附金の税額控除導入に伴う減収見込み

国税約 1.2 億円、地方税約 0.6 億円

(前提) 認定特定非営利活動法人に対する寄附に関して、税額控除(国税 40%、地方税 10%)を導入し、現行の所得控除との選択性とする。

(本認定法人の総受入寄附金額)

- ・ 内閣府のアンケート調査結果(「平成21年度 特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査」22年3月 未公表)に基づき、認定 NPO 法人1法人当たりの受入寄附金額(中央値)は約 240 万円(前々事業年度と前年事業年度の平均)。
- ・ 全国の認定法人数。想定される認定法人数は、約 400 法人(23 年度末想定。22 年 4 月 1 日 127 法人、同年 7 月 1 日 159 法人(年換算約 130 法人)のペースで増加すると想定。)

本認定法人の総受入寄附金額は 約 240 万円×約 400 法人 = 約 9.6 億円(23 年度末想定)。  
23 年度には、本認定においては制度的に PST の絶対値基準(要望ベースでは 3,000 円以上の寄附者が 100 名以上)が導入され、現行の PST 基準との選択制になる。その分の影響については、23 年度は導入初年度であり、ほとんどが仮認定法人になると想定して考えない。

(仮認定法人の総受入寄附金額)

- ・ 一方、仮認定制度の創設に伴う仮認定法人の数。この場合、PST に新たに導入される本認定に関する絶対値基準(ここでは「3,000 円、100 人以上」とする)を満たすレベルの法人の一部が新たに仮認定法人になるとの仮定をおく。

この基準を満たす特定非営利活動法人は、同上アンケート調査の個票(非公表)からみると、約 70% (3,000 円以上の寄附金)×約 4% (100 人以上の寄附者) = 約 3%。したがって、この絶対値基準を満たす法人数は、約 4.6 万法人×約 0.03 = 約 1,400 法人(23 年度末)存在する。

ただし、ここではこの約 1,400 法人のすべてが仮認定法人になるのではなく、その半分の 700 法人が仮認定の申請を行って仮認定法人となると仮定する。ちなみに、残りの 700 法人については、仮認定の申請は行わないものの、後述(3.)の地方団体の条例指定を受けて本認定並みの法人になると仮定する。

以上を踏まえて、仮認定法人の総受入寄附金額を計算する。すなわち、仮認定の一法人当たりの受入寄附金額を、特定非営利活動法人の受入寄附金額(中央値)並みの約 9 万円(同上アンケート調査。前々事業年度と前年事業年度の平均)とすると、約 700 法人×約 9 万円 = 約 6,300 万円(23 年度末想定)となる。

(税額控除分の計算)

- ・ 税額控除割合を 50%(国税 40%、地方税 10%)、控除限度額を所得税額の 25%とする。同上内閣府アンケート調査の個票(非公表)によれば一人当たりの特定非営利活動法人への寄附金額の中央値は約 5,000 円。平成20年の平均所得税額は 69 万円(国税庁 申告所得税標本調査 平成22年3月)であり、



控除限度額の平均は約 17 万円。ほとんどの寄附金が控除限度額には達していないと想定される。

また、税額控除額が所得控除に伴うメリットを上回れば税額控除を選択すると考えれば、ほぼすべての者が税額控除を選択すると想定される。

次に、寄附金控除の適用下限額を踏まえた税額控除対象分の寄附金額を考える。平均的な寄附の姿を想定すると、一人当たり寄附金は約 5,000 円であり、2,000 円が適用下限額なので、3,000 円が税額控除対象分となる。これを参考にして、ざっくりと寄附金の約 6 割が税額控除対象分とみなす。

国税 2,000 円。地方税（個人住民税）は現在 5,000 円だが、2,000 円への引き下げを今回要望することを踏まえ、ここでは 2,000 円とおく。

以上を踏まえて、認定特定非営利活動法人（仮認定を含む）に関する税額控除額（仮認定の場合でも寄附税額控除の割合は本認定と同様とする）。を荒々に計算すると、本認定法人と仮認定法人の総受入寄附金額、約 9.6 億円 + 約 0.6 億円 = 約 10 億円のうち 6 割の約 6 億円が税額控除対象分となる。これに税額控除割合 50% をかけた約 3 億円（23 年度末想定）が税額控除額となる。

（減収見込み額の計算）

同上国税庁の統計によれば、平成 20 年の平均所得は 526 万円。この場合、年間課税所得は 330 ~ 695 万の間に収まることが想定され、その限界税率は 20% である。

ここで平均的な寄附の姿（1 人当たり 5,000 円の寄附）から、所得控除から税額控除への変化を考える。現状：国税は所得控除、適用下限額 2,000 円。地方税は 10% の税額控除、適用下限額 5,000 円。

国税：(5,000 円 - 2,000 円) × 20% = 600 円

地方税：(5,000 円 - 5,000 円) × 10% = 0 円

改正後：国税は 40% の税額控除、適用下限額 2,000 円。地方税は 10% の税額控除、適用下限額 2,000 円。

国税：(5,000 円 - 2,000 円) × 40% = 1,200 円

地方税：(5,000 円 - 2,000 円) × 10% = 300 円

減収額は、(1,200 円 + 300 円) - (600 円 + 0 円) = 900 円（国税 600 円、地方税 300 円）となる。これより、ここでは税額控除の約 6 割が減収分に相当し、内訳は国税が 2/3、地方税が 1/3 になるとざっくりと仮定してしまう。

したがって、税額控除の総額約 3 億円の 6 割に相当する約 1.8 億円（国税約 1.2 億円、地方税約 0.6 億円）を減収見込み額とする。

2. みなし寄附金の控除限度額の引き上げに伴う減収見込み

国税約 700 万円、地方税約 230 万円

（前提）認定特定非営利活動法人に関して、みなし寄附金の控除限度額を 50%（または 200 万円）に引き上げる（現行は 20%）。

## 【国税】

- ・ 内閣府が実施した認定特定非営利活動法人へのアンケート調査結果(非公表。上記アンケート調査とは別のもの)によれば、回答のあった法人のうち、みなし寄附金を活用した認定法人の比率の過去 2 年間の平均は約 8%である。
- ・ 同アンケートによれば、収益事業を実施した認定法人の平均所得は約 300 万円。  
したがって、現行のみなし寄附金の平均損金算入額は、約 370 万円  $\times$  20% = 約 70 万円。一方、改正後のみなし寄附金の平均損金算入額は、約 370 万円  $\times$  50% = 約 185 万円と 200 万円との比較で、200 万円となる。  
ゆえに、1 法人当たりの平均損金算入額の増加額は、200 万円 - 約 70 万円 = 約 130 万円となる。
- ・ 1.と同様に 23 年度末の認定法人数を約 400 法人とおく。このうち、みなし寄附金を活用する法人の数は、約 400 法人  $\times$  約 8% = 約 30 法人とする。
- ・ したがって、損金算入の増加の総額は、約 130 万円  $\times$  約 30 法人 = 約 3,900 万円。この分の法人税減収分は、約 3,900 万円  $\times$  18%(所得 800 万円以下の法人税率) = 約 700 万円。

## 【地方税】

- ・ 法人住民税(地方税)は、法人税(国税)の 5%が道府県民税、12.3%が市町村民税となる。  
したがって、法人住民税の減収分は、約 700 万円  $\times$  (5% + 12.3%) = 約 120 万円となる。
- ・ 事業税(地方税)は認定法人の平均所得は約 370 万円なので、所得の 2.7%(所得 400 万円以下)となる。  
したがって、損金算入の増加分約 3,900 万円  $\times$  2.7% = 約 110 万円が事業税の減収分となる。
- ・ したがって、地方税の減収分は、法人住民税と事業税の減少分である約 120 万円 + 約 110 万円 = 約 230 万円となる。

### 3. 個人住民税の寄附金税額控除に係る対象法人の拡大に伴う減収見込み

地方税約 900 万円(うち寄附金税額控除分 約 250 万円、みなし寄附金分約 650 万円)、国税約 3,500 万円(うち寄附金税額控除分 1,500 万円、みなし寄附金 2,000 万円)

(前提)都道府県、市町村が国税庁長官の認定を受けていない特定非営利活動法人への寄附金を条例に基づき指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除を行う。

「(寄附金税額 - 2,000 円)  $\times$  4%」を道府県民税から税額控除、「(寄附金税額 - 2,000 円)  $\times$  6%」を市町村民税から税額控除。ここでは、適用下限額も 5,000 円から 2,000 円に引き下げることとする。

- ・ 試算の基本的考え方は、以下のとおり。  
条例指定の対象は、認定を得ていない特定非営利活動法人(つまり、一般の NPO 法人)。

条例指定される法人のレベルについては、ここでは一方的に仮認定を受けられる程度の法人とおく(地方団体に認知されている法人 = 一定程度の寄付者から一定程度の寄附金を集めている)。

条例指定される法人のうち、都道府県からも市町村から指定される法人 1/3、都道府県のみから指定される法人 1/3、市町村のみから指定される法人 1/3と仮定。つまり、平均税額控除率は、 $(10\% + 4\% + 6\%) / 3 = \text{約 } 6.7\%$ 。

条例指定される法人は、本認定並みの法人となるので「みなし寄附金」も適用され、それに伴う減収分も発生する。

以上を踏まえて、減収見込み額を計算する。

#### 【地方税】

- ・ 条例指定される法人数。1.の考え方にしたがって、23年度末で約 700 法人が条例指定されるとする。
- ・ 1 法人当たりの平均受入寄附金額。1.の考え方にしたがって、特定非営利活動法人並みの約 9 万円とみなす。
- ・ また、1.と同様に寄附金控除の適用下限額を考慮して、総受入寄附金額の約 6 割が税額控除対象分であるとするとする。
- ・ 以上より、 $\text{約 } 700 \text{ 法人} \times \text{約 } 9 \text{ 万円} \times 6 \text{ 割} \times \text{約 } 6.7\% = \text{約 } 250 \text{ 万円}$   
が、条例指定される法人の税額控除額分になるが、これは新規の制度に基づくものであり、すなわち減収見込み額に等しい。

さらに、条例指定の法人が本認定並みの法人となることに伴い、みなし寄附金(控除限度額 50%(または 200 万円))の適用による控除分(=減収見込み額)を計算する(上記 )。

#### 【国税】

- ・ 条例指定を受けた 700 法人のうち 2.にならってそのうちの約 8%がみなし寄附金を活用すると仮定する。  
すなわち、条例指定された法人のうち、 $\text{約 } 700 \text{ 法人} \times \text{約 } 8\% = \text{約 } 56 \text{ 法人}$ がみなし寄附金を活用すると仮定。
- ・ 一方、2.にもあるように、みなし寄附金の平均損金算入額は 200 万円となるので、損金算入の増加の総額は、 $200 \text{ 万円} \times \text{約 } 56 \text{ 法人} = \text{約 } 11,200 \text{ 万円}$ 。この分の法人税減収分は、 $\text{約 } 11,200 \text{ 万円} \times 18\%$ (所得 800 万円以下の法人税率)=約 2,000 万円。

#### 【地方税】

- ・ 2.と同様に計算すると、  
法人住民税の減収分は、 $\text{約 } 2,000 \text{ 万円} \times (5\% + 12.3\%) = \text{約 } 350 \text{ 万円}$ となる。  
事業税(地方税)の減収分は、 $\text{約 } 11,200 \text{ 万円} \times 2.7\% = \text{約 } 300 \text{ 万円}$ となる。
- ・ したがって、地方税の減収分は、法人住民税と事業税の減少分である  $\text{約 } 350 \text{ 万円} + \text{約 } 300 \text{ 万円} = \text{約 } 650 \text{ 万円}$ となる。

くわえて、条例指定された約 700 法人に対する寄附金は、国税による税額控除を受けることになる。この

条例指定は新たな制度なので、この税額控除分はすべて減収見込み額となる。

- 1.の考え方にしたがって計算すると、  
約 700 法人 × 約 9 万円 (1 法人当たりの受入寄附金額の中央値) × 約 6 割 (適用下限額を考慮にいれた税額控除分の割合) × 40% (国税分の税額控除割合) = 約 1,500 万円となる。